

議会を傍聴しましよう

平成19年第3回福生市議会定例会は、9月4日(火)から9月28日(金)までの予定です。場所は商工会館(もくせい会館)3階です。仮議場のため、傍聴席に限りがあり、傍聴できない方は、傍聴室で聞いていただることになりますので、よろしくお願ひします。

市民が提案する

常任委員会は午前10時、決算審査特別委員会は午前9時の予定です。

問合せ議会事務局庶務係

9月は国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)の納期です
【10月1日(月)までに納めてください】
口座振替は10月1日(月)に振替させていただきますので、残高不足にご注意ください。
◆納め忘れはありませんか?
【納期限が過ぎています】
○市・都民税 第1期(7月2日)・第2期(8月31日)
○固定資産税・都市計画税 第1期(5月31日)・第2期(7月31日)
○軽自動車税 全期(5月31日)
○国民健康保険税・介護保険料 第1期(8月31日)

◆ゆるしません滞納!
市では負担の公平性を確保するため、納付能力が有るのに納めない者には差押(預貯金・生命保険・不動産・自動車等)をし、強制的に徴収します。
差押は下記の法律に基づき行うため、滞納金額にかかわらず行い、督促状を送付していれば、その他の催告は不要とされています。
ご事情があって支払いが遅れる場合は早期にご相談ください。

地方税法(抜粋)
第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員(※注1)は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。
一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
(注1)徴税吏員:租税の徴収に関する事務に従事する職員のうち、滞納処分に関する職務権限が与えられた者

問合せ収納係**納期内納税にご協力を!****国保・年金だより****お済みですか?**

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険(社会保険等)に加入した場合は、ご本人またはその家族の方が保険年金係に届け出してください。国民健康保険は、喪失手続きを行なうと加入継続となり、その料と国民健康保険税が重複し、二重に保険料(税)を払うことになります。

また、職場の健康保険に加入している期間に国民健康保険の被保険者証を使用して医療機関で受診した場合、国民健康保険で立替えた金額をご本人に返還して

年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三委員会へ申立ては社会保険事務所へ

年金記録確認東京地方第三委員会へ申立てに当たっては、まず、社会保険事務所でご自身の年金記録を

●講演と映画の集い
日時 9月10日(月)午後1時15分～4時35分(開場午後0時30分)　場所 東京都庁第1本庁舎5階大会議場

●講演 「職場における人権の取組み」
日時 9月8日(土)～11日(火)午前9時～午後8時(最終日は午後3時まで)　場所 新宿駅西口広場イベントコーナー

●青少年と著名人の人権 メッセージ展
日時 9月8日(土)～11日(火)午前9時～午後8時(最終日は午後3時まで)　場所 新宿駅西口広場イベントコーナー

●顕微鏡を使ってみよう
都立福生高校公開講座

顕微鏡を使って、基本的な食べ物の細胞、身の回りの生物の細胞、食べ物の加工に使われる微生物などを観察し学習します(全5回)。

●親子関係に悩んでいる。いじめや犯罪などの被害に遭っている。

●学校や家庭内で暴力を振るう。返している。

●親子関係に悩んでいる。いじめや犯罪などの被害に遭っている。

●学校や家庭による少年相談では、電話による少年相談も行っています。

●親子関係に悩んでいる。いじめや犯罪などの被害に遭っている。

●学校や家庭による少年相談では、電話による少年相談も行っています。